

立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立川市の特別支援教育の推進に向けて立川市第4次特別支援教育実施計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、計画の案（以下「計画案」という。）の検討を行うため、立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画案の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の校長 1人
- (3) 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める小学校（以下「市立小学校」という。）の校長 1人
- (4) 立川市立学校設置条例別表に定める中学校（以下「市立中学校」という。）の校長 1人
- (5) 市立小学校PTA連合会の代表 1人
- (6) 市立中学校PTA連合会の代表 1人
- (7) 障害者団体の代表 2人
- (8) 公募市民 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。

2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号）第4条の規定を適用するものとする。

(報告)

第7条 検討委員会は、必要に応じて会議の内容を教育委員会に報告するものとする。

2 検討委員会は、計画案の検討が終了したときは、検討結果を教育委員会に報告するものとする。

(謝礼及び記念品)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈する。

(オブザーバー)

第9条 検討委員会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が指名する。

(1) 子ども家庭部子ども家庭支援センター長

(2) 子ども家庭部保育振興担当課長

(3) 教育委員会事務局教育部指導課長

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育支援課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務の終了をもってその効力を失う。